

平成27年5月11日

各位

会社名 安川情報システム株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 喜文
(コード: 2354 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員
総合企画室長 石田 聡子
(TEL. 093-622-6170)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションを導入することについて、平成27年6月12日開催予定の当社第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬について、長期的な業績と企業価値の向上への意欲を一層高め、株主の皆様との利益意識を共有することを目的として、金銭による役員賞与制度を廃止し、株式報酬型ストック・オプションを新たに導入することといたしました。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

平成14年6月13日開催の第25回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人給与相当分を除く)は月額10百万円とする旨ご承認いただいておりますが、これとは別枠で、当社取締役(社外取締役は除く)に対して割り当てる株式報酬型ストック・オプションの新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内に設定いたしたいと存じます。

株式報酬型ストック・オプションの具体的な付与数は、上記報酬等の額の範囲内で、当社の業績ならびに取締役の職務執行を勘案して取締役会の決議にて定めます。

なお、監査役および社外取締役の報酬については、従来どおりの固定報酬のみといたします。

3. 株式報酬型ストック・オプションの内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、100株とする。ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の数の上限

当社取締役割り当てる新株予約権の総数は、各事業年度において1,500個を年間上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役及び監査役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記の内容については、平成27年6月12日開催予定の当社株主総会において、「取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額および内容決定の件」が承認可決されることを条件にいたします。また、当社執行役員に対しても、上記と同様の内容の株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を取締役会の決議により割り当てる予定です。

以上